

令和7年度
第1回 刈谷市水道事業及び下水道事業審議会

・議題1 水道料金体系について

令和7年4月22日

令和6年度 第4回審議会の振り返り

料金体系の検討結果

検討項目	方針	理由
基本料金収入と水量料金収入の割合	<ul style="list-style-type: none"> 算定要領で算出した基本料金割合31%を目安に、<u>基本料金の割合を上げる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>高い水量料金単価での使用量が減少し、安い水量料金単価での使用量が増加することにより、給水収益が減少。</u> <u>有収水量の増減に影響を受けない基本料金の割合を上げることで、安定した収益を確保することができる。</u>
口径別の基本料金	<ul style="list-style-type: none"> <u>定率改定とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>水道施設の固定費等をメーター口径に応じて負担いただく基本料金については、口径間の公平性の観点から口径別基本料金を定率改定とする。</u>
水量料金の逓増度	<ul style="list-style-type: none"> <u>現行の逓増度を維持</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>一般家庭への急激な負担増を避けるため、逓増度は維持とする。</u> <u>今後、定期的に料金水準が適切であるかを検証する際は、高い水量料金単価の使用水量の見通しが計画と乖離する場合は、逓増度の見直しを含めた料金体系を検証されたい。</u>

令和6年度 第4回審議会の振り返り

基本料金 定率50% × 水量料金 定率22.5%

1か月当たり税込

口径	基本料金 現行	基本料金 改定後	現行差	改定率	水量	水量料金 現行	水量料金 改定後	現行差	改定率
13mm	539	808.5	+269.5	50%	~10m ³ 11~20m ³ 20~40m ³ 40~60m ³ 60m ³ 超 公衆浴場 臨時	60.5 88.0 126.5 170.5 192.5 77.0 341.0	73.7 107.8 154 207.9 235.4 93.5 416.9	+13.2 +19.8 +27.5 +37.4 +42.9 +16.5 +75.9	22% 23% 22% 22% 22% 21% 22%
20mm	836	1,254.0	+418.0	50%					
25mm	1,815	2,722.5	+907.5	50%					
40mm	7,282	10,923.0	+3,641.0	50%					
50mm	11,220	16,830.0	+5,610.0	50%					
75mm	27,104	40,656.0	+13,552.0	50%					
100mm	46,167	69,250.5	+23,083.5	50%					
125mm	72,259	108,388.5	+36,129.5	50%					
150mm	99,088	148,632.0	+49,544.0	50%					

- 改定幅 基本料金：定率50%
 水量料金：定率22.5%【税抜額×1.225(1円未満切捨て)×1.1】
- 総括原価の配賦 基本料金：水量料金 = 31.0%：69.0%
- 逡増度 現行を維持

世帯別のモデル水量における影響（20mm口径・1か月・税込）

検討結果に係る一般家庭における影響

世帯人数 (モデル水量)	現行 水道料金	改定後 水道料金	増加額 (増加割合)
1人 (8m ³)	1,320円	1,843円	+523円 (+39.6%)
2人 (15m ³)	1,881円	2,530円	+649円 (+34.5%)
3人 (20m ³)	2,321円	3,069円	+748円 (+32.2%)
4人 (23m ³)	2,700円	3,531円	+831円 (+30.8%)
5人 (28m ³)	3,333円	4,301円	+968円 (+29.0%)